

令和4年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年3月10日(木)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫  
同 委 員 中 田 尚 代  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 仲 山 英 之  
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

(1) 議案第12号 練馬区教育振興基本計画の改定について

2 陳情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書  
〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(素案)に寄せられた意見と区  
の考え方について
- ② 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(案)について
- ③ 第2次みどりの風吹くまちビジョン(練馬区版総合戦略)に係る重要業績評価指標の改定に  
ついて
- ④ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(素案)に寄せられた意見と区  
の考え方について
- ⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(案)について
- ⑥ 令和4年度組織改正について
- ⑦ 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告書(リーフレット)について
- ⑧ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの検討に向けたニーズ調査の集計結  
果について
- ⑨ その他

開 会 午後 4時05分  
閉 会 午後 5時38分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

ただいまから令和4年第5回教育委員会定例会を開催する。  
開始時間が遅延したことをお詫び申し上げます。  
本日は傍聴の方がお1人お見えになっておられる。  
それでは、案件に沿って進めさせていただきます。  
本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議1件、教育長報告9件である。

(1) 議案第12号 練馬区教育振興基本計画の改定について

教育長

初めに、議案である。議案第12号、練馬区教育振興基本計画の改定について。  
それでは、この議案について説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいま提出された資料1-1、1-2について、ご意見等があれば願  
いする。  
仲山委員どうぞ。

仲山委員

見方を教えていただきたいのだが、資料1-1の1ページ目の(5)、寄せられた意見  
に対する対応状況ということで区分があるけれども、次の2ページ、3ページのところ  
の備考欄の印というのは、その1ページ目の区分の記号がそこに書かれる欄なのだろう  
か。

教育施策課長

説明が不十分であった。申し訳ない。  
今お話をいただいた2ページの備考欄については、表の右上に「備考欄の凡例」とい  
うことで記載をさせていただいている。  
この3番の二重丸というものは、結果は同じなのだけれども、パブリックコメント等  
で意見を踏まえ変更したものということで、二重丸を記載させていただいているところ  
である。

仲山委員

それで、ここに変更・追加等として挙がっているもので、備考欄に印がないものは、  
1ページ目の区分の印で言うと、どれに相当するのだろうか。

教育施策課長

1 ページ目の区分というものは、資料で言うと5 ページ以下に表記させていただいている。いただいた区民の方からのご意見に対して区の考え方を表し、そしてこの区の考え方をお答えするのに当たり、計画素案に趣旨を掲載していくもの、直接的な記載はないけれども既に事業等で行っているもの、この仕分けをするために、二重丸、丸、四角、三角という表記をさせていただいている。

2 番の備考欄について、二重丸をつけさせていただいたのは、区民意見等を踏まえて変更したものの、備考欄が空白になっているものに関しては、アクションプランであったり、公共施設等総合管理計画、そしてまた時点修正などを踏まえて改定したものである。見づらいところがあると思うが、(5) の丸や四角、三角と直接つながっているものではないということをご理解いただければと思う。恐れ入る。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

この資料1-1の1 ページの(5)にある二重丸、丸、四角というのは、この36件のご意見に対して、5 ページ以降でお答えをしたことに対する区分である。2 ページ、3 ページというのは、実際仲山委員のおっしゃるように、3 番はそのご意見を踏まえて修正をしているけれども、印のついてないところについては、区民からのご意見で修正したのではなくて、素案を出してからこの3か月の間に状況が変わったり、それから後ほど出るが、ビジョンやアクションプランの内容の記載が変わったことに伴って、この計画も修正をしたもの。そういうようなことなので、よろしくお願ひしたい。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにはないだろうか。

仲山委員

それと、もう一ついいだろうか。

これは資料1-2の52 ページだが、ヤングケアラー支援のところのこの表の見方だが、令和5年度目標というのと令和4年度、令和5年度というものが並んでいるけれども、令和5年度目標で、例えば一番上、実態調査の実施と書いてあって、隣は4年度で実施、5年度で実施と書いてあるが、これはどのように見たらよろしいのだろうか。

教育施策課長

こちらも、まず現状令和3年度末であるけれども、例えば実態調査はまだ一部実施という状況である。令和4年度から実態調査に取り組んで実施をしていく。令和5年度も

実施をしていく。5年度の段階でどこまで到達しているかということを表すために、5年度目標というものを示している。5年度の段階では、4年度、5年度に実態調査を行うので、実態調査を実施しているということで、5年度目標のところに記載をさせていただいている。

それぞれ、例えば実態調査は4年度から実施する。啓発・研修についても4年度から実施する。相談・支援体制については、4年度検討した上で充実を図る。繰り返しては、5年度の段階でどこまで到達しているかということ、目標ということで記載させていただいている。

仲山委員

分かった。それで、各年度で実施、実施と書いてあるところは、これは毎年、例えば同じ調査を実施するということだろうか。それとも4年度はある範囲まで行って、5年度は残りの範囲を行うとか、その辺はどういうことなのか。

学校教育支援センター所長

実態調査については、4年度、まず学校から子供たちと、それから教職員向けに調査を行う。それ以外にも支援機関、例えば実際に福祉サービスを行っている事業者であったり、福祉関係の職員であったり、子ども家庭支援センターで実際お子さんの支援に当たっている職員などへの調査も今後検討をしていく。まだ具体的ところは、国の調査や他自治体の調査を参考にしながら調査を構築する段階なので、今決まっていることとしては、4年度にまずは学校から調査を開始し、継続しながら実態把握のために4年度、5年度かけて調査を進めていく。そのように考えている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。  
ほかにないだろうか。よろしいか。  
岡田委員。

岡田委員

この練馬区教育振興基本計画を読ませていただいて、随分と様々なことを計画されて、子供たちがこれに沿って生活していくという観点から見てよくできているなど感じたのだが、その中で幾つか感じたことを少し申し上げたいと思う。

例えば大きなところから申し上げたいと思うのだが、56ページのところは重点施策3の障害のある子供たちなどへの支援というところから書かれているのだけれども、結論を申し上げると、障害のある子供たちなどへの支援という枠組みももちろん大切なのだが、全ての子供たちに対する支援という大きな網かけも必要ではないかと感じた。

例えばヤングケアラーの子供を見る視点とか、アレルギーや喘息を抱える子供たちがいるという医療的な視点とか、ここに書かれているように特別支援教育的な、例えばADHDの子供をどう理解するかという、様々な子供たちが学校にいるわけだけれども、そうした子供たちを多様な視点で見つめるということも考えていただけるとありがたいと思った。

実際に通常学級の中でも、ボーダーのお子さんだったり、そうではなくても様々な問題を抱えている子供たちがいるので、その子たちをどう理解するかということが学校の教員に必要であり、様々な子供たちを見つめる多様な視点という観点を持つことが大切ではないかと思った。意見として少し申し上げたいと思った。

以上である。

#### 教育施策課長

今、岡田委員からお話があったとおり、子供たちには多様な個性や特性がある。練馬区教育振興基本計画は教育・子育て大綱ののっとり、つくっている。計画(案)の46ページに、重点施策を束ねる取組の視点ということ、もう少し大くくりの視点で記載させていただいている。

ここでは、支援が必要な子供たちへの取組の充実ということで、「子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です」と記載し、その後いじめ等へつながっていくわけだが、岡田委員のおっしゃる多様な視点、包括的・総合的な視点という認識をもちろん持ちながらも、重点施策であったり、具体的な事業、取組につなげるために表記を細分化しているところもある。ただ、そういう視点・ご意見が大切だということは、これからも教育委員会関係者間、それぞれそういった認識を持ちながら進めていきたいと思っている。

以上である。

#### 教育長

よろしいか。ほかにないか。

それでは、よろしければここでまとめたいと思うが、よろしいだろうか。

それでは、議案第12号については承認とさせていただいてよろしいだろうか。

#### 委員一同

はい。

#### 教育長

それでは、この議案については承認とさせていただき、冒頭で担当課長からご報告したように、公表に向けた事務手続きを始めさせていただく。

では、議案について、終了する。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことを求める陳情書  
〔継続審議〕

教育長

次は陳情である。継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議案件1件については、こちらも本日のところは継続として、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

- ① 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（素案）に寄せられた意見と区の方針について
- ② 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（案）について
- ③ 第2次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る重要業績評価指標の改定について
- ④ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）（素案）に寄せられた意見と区の方針について
- ⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）（案）について

教育長

次に、教育長報告である。本日は9件ご報告がある。報告の①番から⑤番までは内容が重複する部分があるので、一括して説明をさせていただいて、質疑についても一括してお受けしたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

それでは、説明をお願いする。

教育総務課長

## 資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。非常に計画が多く、少し補足をさせていただきたいと思う。

自治体や区において多いのは、必ず3月末をもって計画をつくり翌年度の4月から発効するというのが多々ある。今回は、先ほどのご承認いただいた議案も含めて計画を4つご提出させていただいている。

まず参考資料3の12ページをご覧ください。12ページに色のついた表がある。まず「第2次みどりの風吹くまちビジョン」というのはこの全体を指していて、青い部分の「基本計画」と、「アクションプラン」で構成されている。今回改正するのはこのアクションプランのところである。

現在のアクションプランは、戦略計画が令和元年度から令和5年度、年度別取組計画、後ほど資料でお示しするけれども、令和元年度から令和3年度までである。ただ、その中でコロナがまん延してしまい、通常の計画どおりに行かなくなったものがある。ということで、5年計画だった戦略計画をコロナを踏まえて改定をしたというのが今回ご提案しているものである。これが右側で、改定アクションプラン戦略計画（令和4年度・5年度）、2年限定のものである。年度別取組計画も令和4年度・5年度、これも2年もので、これが参考資料3と参考資料4である。

さらに、ただいま参考資料7、8、9というのをお示ししたが、参考資料9というのは、このアクションプランの中で特に施設の改修・改築、維持管理、委託や民営化等を切り取った計画と思っていただいて結構である。このアクションプランの中の一つの構成要素ではあるが、アクションプラン全体の様々な事業が網羅されている。この公共施設等総合管理計画は、その中で、施設の改修・改築、維持管理、委託化、民営化の部分だけ特に切り取ってつくった計画だと思っていただきたい。そういうことでこの全てがセットになっている。

そこで、参考資料5と6というのが少し違うのだけれども、これは法律によって練馬区が定めなければいけないと決まっているものである。ただ、ほかの自治体と違って、練馬区はビジョン、アクションプランが練馬区版総合戦略に相当するもので、ビジョンの中身を国の基準にのっとり引き出したものが、重要業績評価指標というものである。ちなみに、先ほどご承認いただいた練馬区教育振興基本計画は、このビジョン、公共施設等総合管理計画の中から、学校教育を引き出した計画とご理解いただければと思う。

非常にたくさんの計画を一気にお出しさせていただいて申し訳ないが、この改定アクションプランが主で、その施設関係の計画が公共施設等総合管理計画であり、法定でやることになっているのが、アクションプランから引き抜いた重要業績評価指標ということで、よろしくお願ひしたいと思う。

一括説明、一括質疑となっているので、どこからでも構わないので、ご質問、ご意見等があったら願ひする。なお、区役所の業務のほとんどが含まれているので、教育委員会所管のところは今回の協議対象ということでご理解いただきたいと思う。それでは願ひする。



## 仲山委員

よろしいか。細かいところで恐縮なのだけれども、参考資料6の3ページ、4ページである。このKPIの目標値というところだけれども、この3・4ページだけではないが、数値目標が書いてある項目と数値ではなく定性的な程度を書いてあるところがある。例えば4ページの表の計画3のところに障害児受入枠280人と現状値が書いてあるのだけれども、目標値のほうは充実としか書いていないが、ここは数値を挙げることはできないのか。

## 子育て支援課長

各学童クラブで障害児を何人受け入れられるかという、直営の学童クラブが2人、委託が3人、ねりっこクラブが概ね4人、人数によっては6人というところであるが、その積み上げが現在の障害児受入枠280人分である。

これが令和4年、令和5年と進んでいった時に、学童クラブの数が変わっていくと、それに見合っただけで障害児の枠が変わっていく。条例に基づいて、翌年度どこがねりっこクラブになるのか、またそのねりっこクラブの受入枠が何十人規模なのかが決まると、障害児の受入枠が決まってくるということになる。

したがって、学童クラブでの全体の受入れの数が決まって初めて障害児の受入枠が決まる。だが、その全体の枠が決まるのが、条例改正の時に翌年度のものがそもそもどこにどういう学童クラブができるか、場合によっては休止・廃止になるかということが決まり、その上でねりっこクラブの受入れ人数が何人になるかが決まっていく。そこが決まらなないとこの障害児の受入枠が決まらないものだから、少なくとも充実をさせて増やしていくという方向性は出せるが、令和5年度の目標というものを具体的にお示しするのは今の段階ではできないため、このような表記になっている。

以上である。

## 仲山委員

分かった。でも、例えば一番下のICTを活用して指導できる教員の割合というのなら、数値で示すことは可能かと思うのだけれども、その辺はいかがか。

## 教育施策課長

現状値は87.5%という数字である。これは例年行っている、文部科学省が各教育委員会・学校に対して行う学校における教育の情報化の実態等に関する調査ということで、教員、先生方に指導できると思うか、できる割合、ややできるという割合をとらまえて数字を出している。

委員のお話のとおり、例えば90%以上とか95%以上というような目標を設定することも不可能ではないかと思うが、まずICTの取組というものを始めて、今まさに導入期から普及期になりかけているところ。そして先生方のサポート体制に教育委員会としても取り組んでいるけれども、そういった今の状況、環境が大きく変わっているところである。

私どもとしては目標を高く掲げつつも、導入期だからこそ、数字だけが独り歩きしてしまうのは、なかなか目標値としてはふさわしくないということで、今までよりも増加していくという趣旨で、目標値に「増加」という記載をさせていただいている。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

このKPIについては、参考資料6の1ページの下段と2ページの最下段の辺りに記載があるのだけれども、基本的にはできれば具体的な数値によってお示しすることが妥当なのだが、このつくり方そのものにどうしても数値がなかなか示しにくいものがある。そういう場合においては、例えば2ページの下段②の目標値、原則として数値の目標値で、それ以外の時点の数値については時点を表示するというので、具体化しにくいところについてはそのような形になっていて、そもそもKPIそのものが、そういう場合においても一応認められるものだというふうに承知をしている。なかなか数値化が難しい状況があるので、充実や拡大となっているのは御容赦をいただきたいと思う。

ほかにはないだろうか。

仲山委員

参考資料4の12ページ、そこに上に大きな表があって、①の子ども家庭支援センターによる支援体制の充実というところの2番目のところ、地域子ども家庭支援センター分室の新築工事というところなのだが、令和4年度が工事、令和5年度が工事となって、計というところに工事（一部）と書いてあるけれども、これはどういう意味なのだろうか。

子育て支援課長

この地域子ども家庭支援センター分室上石神井については、都営住宅の1階に設置することを予定しているので、都営住宅の工事自体が進まないと、この分室の整備も進まないというものである。計のところの一部というのは工事の途中ということが今の段階では見込まれるから、「工事（一部）」という形で書かせていただいている。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにはないだろうか。

今回は特に公共施設等総合管理計画の中で、谷原保育園の閉園、近接園の隣地での建設や、ほかにも例えば働き方改革、それから教育についてはヤングケアラーだとかそういうような取組も多々あったわけである。先ほどの議案にもヤングケアラーが出てまい

ったけれども、何かその辺りでお気づきの点があったらお願いしたい。  
坂口委員。

#### 坂口委員

区民の意見の公聴会のようなところでヤングケアラーの問題が出ていた。ヤングケアラーのための計画をきちんと目標を持ってなさるということになっていたから、非常に私はタイムリーでよかったと思う。また、練馬区モデルというのがとても使われているが、児童相談所のことに対しても、練馬区にふさわしいやり方が開拓されることを私は希望する。

ヤングケアラーについては専門にきちんとできて相談できるような人材があることが一番だろうと思う。それで広がっていければと思う。これから取り組むべき問題だと思う。

もう一つ、本当にこれは参考資料6の4ページに地域未来塾のことが書いてあって、実施が79校。これから拡大していくとなっているが、これは拡大の意味はどの程度なのか。数字という形ではないが、79校からまだ増やしていくご予定があるのか、どういふ状況なのかを知りたいと思う。

#### 教育指導課長

地域未来塾は学校によって様々な形がある。例えば中学校で言うと試験期間の前にこの地域未来塾を開くというところもあったり、あるいは長期休業中、夏休みを活用して開く。あるいは年間を通じて何曜日という設定で開くというようなものがある。その中で、このお手伝いいただく人材の確保という課題はあるものの、1校ずついろいろな学校で広がっているというような状況である。

しかしながら、やはりどうしても個人での学習を進める形になるので、先生としても見てあげたいというようなところから、地域未来塾を開かず、学校での補習教室を継続したいというようなところもある。

その意味では、いずれかの形で開かれてはいるものの、まだ開いていない学校については、この地域未来塾を拡充していきたいと考えているところである。

以上である。

#### 坂口委員

もう一つよいか。先生方が熱意を持って見てやりたいのだということはやはり先生たちのサービス残業になるのだろうか。子供たちにとっては、なじんだ先生から分からない割り算を教えていただくのは一番理想だとは思いますが、それでやっていらしたということか。

#### 教育指導課長

補習教室などを開いているところは、基本的には勤務時間の中でやっている。例えば水曜日の午後は比較的時間が取りやすいのが一般的なのだが、その時間に会議を入れずにそういう補習をやるといふような学校もある。学年全体でいろいろな先生たちが教え

るというシステムチックにやっているところもあれば、教室で自分のクラスのお子さんを個別に指導している、こういったところもある。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

中田委員

私も最近小学校に行く機会があって、地域未来塾に携わっている方とお話する機会があった。学校に1人いる学校支援コーディネーターという方からのご紹介でやり始めたということで、年度末まで小学校3年生の算数を教える人を募集している。高校生や大学生でもいいというので、将来小学校の教員になりたい学生がいたらすごくいいのではと思った。私もたまたまその話を聞いた時に、何かもっと宣伝する方法があったらいいのかなとは思った。大学生だったら、授業が休みの時や、今はリモートなので、おうちにいる時に機会があるかと思った。ちょうどそういう話を聞いたことがあったので、ぜひ宣伝ができると、やりたい人はたくさんいるのではと思った。

以上である。

教育指導課長

ありがとう。各学校には学校支援コーディネーターという方がおられて、これは地域の方なのだけれども、様々な外部人材を学校の教育活動につなげる仲介役を担っていただいているというのが主である。

そうは言いながらもなかなか人材が見つからない時には、学校サポーター制度というのが練馬にはあって、三百数十名、今登録しているが、その中には学生さんが結構多くいて、そういった方たちに声をかけて来てもらうというケースもある。

いずれにしても、地域の資源、人材、環境、こういったものをやはりフル活用しながら学校の教育活動の充実を図ってまいりたいと考えているので、私どももぜひこれからも推進していきたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにはないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

ヤングケアラーのことで申し上げたいのだけれども、私の身近にいるヤングケアラーのお子さんなのだが、区の担当の方に非常に手厚く支援をしていただいて、とても助かっているという状況があった。だからといってご家庭の中での問題が解決するというわけではないのだけれども、非常に精神的な支えになっているという様子が見受けられてとても感謝している。それからもう一つなのだけれども、これはヤングケアラーとは関

わりがないのだが、石神井公園の三宝寺池のところに子供たちがよく集まる遊び場があって、そこには草も何もない地面の上にブランコなどいろいろな遊び場があって、日曜日になると親子が遊んでいるという場所なのだけれども、そういった泥遊びやたき火ができる場所がもっと必要かなと思った。今現在そういう場所が区内にあれば教えていただきたい。なければ今後そういうのをつくられる計画があるのか。公園には直接関係ないお話かもしれないが、教えていただければと思う。

以上である。

#### 子育て支援課長

子育て支援課長である。どこにそういう場所があるかというご質問に的確なお答えにはならないかもしれないけれども、外遊びというところを私ども子育て支援課のほうで所管をしている。これは区の事業として委託をしているわけではないのだけれども、子供たちに外遊びをさせたいという区民の団体に対して、区のほうで補助金を出すという形を取っている。

実はその補助金を出している団体以外にも、子供たちにボランティアで地域の方たちが外遊びをさせるプレイパークというものがある。今若い親が子供たちに外遊びをどのようにさせたいか分からないということもあるので、例えば子供の目線で一緒に石をひっくり返して虫を見るときか、木の実を拾うとか、そういった外遊び、ほかにも泥遊びをするだったりとか、水の中の生き物を観察するだったりとか、そういった外遊びを推奨していく団体は、地域ごとにあたりする。

広報で募集している団体は、定期的に光が丘公園で遊ばせているという形で、光が丘を常設にしている。一回それに参加していただくことで、今度自分が子供と一緒に遊ぶ時に、こんなふうなことに自分の子供が興味を示すんだなと、こんな形で子供と一緒に遊べるんだなということを、遊ばせ方のきっかけだったり、子供の興味を引き出すだったりとかをする外遊びの場を提供しようというのをやっている。

もしよろしければ、プレーパークの場所については、また個別にご案内させていただく。

以上である。

#### 教育長

私からもだが、大泉学園のほうに飯ごう炊爨とかバーベキューのできるところがなかったらどうか。

#### 坂口委員

ある。さくら運動公園という、サッカー場があって、そちらに野外炊事場というか、みんなテントを張ったり、小さな場所で炭火を起こしてバーベキューしたりするコーナーがあるので、この頃すごく賑わっている。

もう一つ、稲荷山公園が昔のそのままの原生林を残している。落ち葉の季節はもう落ち葉だらけになる。プレーパーク関係の方では、森の幼稚園という形で遊びをしようというチラシを見て、どんな遊びか見に行った。就学前の親子が来て、この落ち葉の坂道

をごろごろ転がろうとか、非常にいい感じの遊び場を見られた。子供たちはすごく喜んでどんぐり拾いの記録だとかやっていた。

仲山委員

それは区が管理しているところなのか。

坂口委員

区立だと思う。昔のままのすごく素敵な公園だ。水場も少しある。ほとんど和光市に隣接している。

仲山委員

先ほどたき火という話が出たけれども、たき火というのは今自由にできるのだろうか。まさに落ち葉があって、たき火ができればそれはすばらしいことだと思うのだけれども。

教育長

岡田委員。

岡田委員

私がこういうふうに申し上げたのも、実は世田谷区にある羽根木公園にこの前行った時に、たき火をやっていた。目的がたき火なのだ。それで、ドラム缶に材木を入れて、大人がついて、たき火だけ楽しんでやっているとこの光景なのだけれども、委員のおっしゃるように、本当にやっていいのかどうかというのは私も見ながら疑問に思った。私も理科の教員だったものだから、火を使うというのはすごく大事だ。だから、すごくいい光景だと思った。何かそういうのが区内にあればいいと思った。

仲山委員

今、理科という話が出たけれども、今考えてみると、子供たちがその裸火を扱うとか、裸火からの熱を体験するということがほとんどなくなってしまっている。それがやはり広い意味で環境教育としても大事なと思うので、なるべくそういったことができる場所があればいいと思う。

教育長

移動教室のときに、ベルデであれば。ただ遠隔地だから、年に何回も行くわけにいかない。だいたいまのご指摘の部分というのは、この緑の冊子の参考資料3の60ページ、61ページの辺りが、それに該当することが載っていると思う。

ほかはないだろうか。よろしいか。

では、だいたいまの①から⑤までの報告事項は終了とする。

⑥ 令和4年度組織改正について

教育長

続いて、⑥の報告をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

参考資料10について何かご質問等はないだろうか。  
よろしいか。  
それでは、⑥の報告事項を終了する。

⑦ 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告書（リーフレット）について

教育長

では、⑦をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

報告の⑦についてご質問等があればお願いします。  
よろしいだろうか。  
それでは、⑦は終了する。

⑧ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの検討に向けたニーズ調査の集計結果について

教育長

それでは、⑧をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ではただいまの資料3、それから厚い冊子についてご質問、ご意見等があればお願いします。  
よろしいか。

坂口委員。

坂口委員

働く家族が増えて、いろいろ預ける場所のニーズも増えて、そういう数字が盛り込まれてきているのだが、この資料213ページなどでの自由意見を読ませていただくと、別に月曜から金曜だけを働くわけではなくて、祝日だろうと日曜日であろうと、例えば児童館などを利用させてほしいとか、いろいろな要求は当然だろうと思うのだ。土日に働かなければならない家族もいるだろうし、いずれはこの問題を、区役所だから土日は休みということではなくて、考えなくてはいけないのではないかと思いながら、拝見していた。

非常に練馬区の子育て政策はすごく充実していると言いつつも、土日に働かなくてはならない家族があるなら、そういうこともいずれは考えなくてはいけない。この自由記述を読んでいると、本当にいろいろなことが浮かび上がってきた。でもこの冊子はやはりすばらしいまとめだと思って感動している。ありがとう。

教育長

ほかにはないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

資料3-1の2ページのところだけでも、この就学前児童家庭、それから小学校児童家庭、両方に就労している人が増えて、逆に現在は就労していない人が減るというほぼ共通の結果が見えるのだが、これは何か理由があるのだろうか。

こども施策企画課長

東京都のほうはいわゆる女性の就業率ということで、東京都労働力調査というのを行っている。これは母親ということではなくて、女性の就業率というところなのだけれども、ここの調査結果を見ると、同じ年度と比較すると、平成30年度が55.7%、これが令和3年度にいくと58.1%ということで、やはり女性の就業率が社会全体、東京が伸びている。こうした中で、子供が生まれた後、母親になっても引き続き就労されている方が増えているというところである。

あとは、昔、M字型と言われるような形で、子供が生まれると一旦離職をされるという方が増えている問題があったけれども、現在そのM字型ということはほぼなくなりつつあって、いわゆるL字型とか、そういった形と言われるようになってきている。

こういったところからも、働きながら子育てをされる母親が社会の中で常識となっていてきていると思われる。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。



教育長

中田委員。

中田委員

資料3-1の5ページの子育てのひろばの利用希望のところ、今回「新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない」というところが減っているのは、やはり決まった幼稚園や保育園に入っている方が多いから、この結果になったのだろうか。

こども施策企画課長

今回、子育てのひろばの利用希望は今利用してなくて利用したいという方が5.3ポイント青いところで増えている。この緑のところが減っているというのは、逆に言うと子育てのひろばの利用ニーズというのが高まっているということになる。こちらの調査は、在宅子育て支援家庭、プラスいわゆる保育所を利用されている親も含めて総合で聞いているということなのだけれども、総合で聞いていてもひろばの利用を希望するいわゆる小学校就学前の親、もしくは子供をお持ちの家庭のニーズは高いということで、今後もひろばへのニーズというのは高まっていくということが、この結果から読み取れると思われる。

中田委員

分かった。

教育長

ほかにはないだろうか。よろしいだろうか。  
それでは、こちらの資料3の説明を終了する。

## ⑨ その他

教育長

その他の報告をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

私から、民設の子育てのひろば、かるがもの親子の家の移転等について、口頭でご報告させていただく。

民設の子育てのひろばは、地域に根差した子育て支援の充実を図るために、親子で遊んだり保護者同士が交流できる場として区内に15か所ある。このたび、北町二丁目にある民設の子育てのひろば、かるがもの親子の家が、現在の開設場所から急遽移転せざるを得ない状況となったため、4月中旬頃に、同じ北町二丁目にある北町二丁目町会会館に移転するという申出を受けたので、ご報告する。なお、曜日は変わるものの、現行どおり週3日の開所に変更はない。

ご報告は以上である。よろしく願います。

教育長

ただいまの報告について、何かご質問等ないだろうか。よろしいだろうか。  
それでは、その他のその他に移るけれども、委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。  
それでは、事務局から何かあれば。

事務局

教育長、事務局である。現在のところほかにはない。  
以上である。

教育長

それでは何も無いようなので、これをもって令和4年第5回教育委員会定例会を終了する。